

「ちばGAP」 団体の管理体制に関する項目

| 区分 | No. | 取組事項 | 具体的な取組事例 |
|----------------|-----|------------------|---|
| 内部 管理 体制 | 1 | 団体の組織体制が整備されている。 | 下記の定めのある団体の規約が策定されている。 ①集団名及び代表者、②事務局の所在地、③集団の目的、④集団への参加の要件、⑤組織体制図の作成(事務局、監査員、検査員は必ず設置すること) |
| | | | 組織内で適切な役割分担が行われている。 事務局: 集団内のGAPに関する事務全般を行う 監査員: 集団全体のGAP実践を担保するため、事務局の監督・指導を行う 検査員: 構成員のGAP実践状況を点検する ※1 監査員は集団以外の者に委託してもよい。 ※2 事務局は検査員を兼ねることも可能。 |
| | 2 | 組織の内部管理が行われている。 | 内部点検マニュアルを定めている。 |
| | | | マニュアルに基づいて、年1回以上組織内で内部点検を行っている。 (内部点検で問題が見つかった場合) 問題を検討し、適切な改善策を講じている。 |
| 生産 指導 | 3 | 生産技術指導を行っている。 | 生産技術向上に必要な指導を行っている。 ・栽培管理(施肥、防除含む)や農作業安全等の研修会を開催している ・適正防除を推進するため、病虫害発生予察情報等を生産者に周知するとともに防除の指針を作成している |
| | 4 | 気象災害への対応をしている。 | 気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っている。 ・台風や大風などの危険が予測される場合に、農作物やほ場、施設の被害を防止する対策を生産者に周知する (災害が発生した場合) 速やかな被害把握に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な被害対策の実施や復旧に向けた支援を行う。 |